

## XIII 社会保険審査官

### 1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

### 2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 却下の決定又は受理（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・ 請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・ 文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・ 鑑定人に鑑定させる

・ 立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

### 3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(6) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(8) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(9) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

（平成 21 年度）※21 年度は 1 月～3 月

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	17	16	12
厚生年金保険法	51	46	16
船員保険法	2	4	3
国民年金法	38	35	36
合計	108	101	67

（平成 22 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	61	( 6 ) 41	38
厚生年金保険法	214	(44) 223	176
船員保険法	1	( 0 ) 0	0
国民年金法	295	(31) 290	248
合計	571	(81) 554	462

（平成 23 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	56	( 3 ) 36	33
厚生年金保険法	254	(47) 267	239
船員保険法	0	( 0 ) 0	0
国民年金法	257	(42) 383	363
合計	567	(92) 686	635

（平成 24 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	( 3 ) 36	36
厚生年金保険法	108	(28) 277	220
船員保険法	0	( 0 ) 0	0
国民年金法	109	(20) 235	194
合計	257	(51) 548	450

（平成 25 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	63	( 0 ) 42	33
厚生年金保険法	87	(57) 291	205
船員保険法	0	( 0 ) 0	0
国民年金法	114	(41) 234	189
合計	264	(98) 567	427